奈良県告示第三百九十七号

次のとおり都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により告示する。

平成二十二年三月二十六日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　名称　平城宮跡歴史公園

二　位置　奈良市二条大路南四丁目地内

三　区域　別紙図面のとおり

（別紙図面は省略し、奈良県土木部まちづくり推進局公園緑地課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。）

四　供用開始の期日　平成二十二年三月二十六日